

令和4年度 三条市介護保険運営協議会
第1回地域包括支援センター運営部会次第

日時：令和5年3月22日（水）午後1時15分

場所：三条市役所 第3委員会室

1 開 会

2 議 題

- (1) 介護予防ケアマネジメント等の委託 [協議事項] …資料1
- (2) 令和3年度 地域包括支援センターの事業評価及び事業報告等
[報告事項] …資料2
- (3) 令和5年度 地域包括支援センター運営方針（案） [協議事項] …資料3
- (4) 令和5年度 地域包括支援センター事業計画・収支予算(案)
[報告事項] …資料4

3 その他

4 閉 会

介護予防ケアマネジメント等の委託について

1 介護予防ケアマネジメントについて

介護予防ケアマネジメントとは、要支援認定者や総合事業対象者に対し、ケアプランの作成等により適切にサービスを受けられるように支援する業務です。利用者の介護予防や自立支援を目的に、その方の心身の状況や置かれている環境などの様々な状況に応じて、利用者本人の選択などに基づき、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

2 介護予防ケアマネジメント等の委託の承認について

地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメント等の一部を、居宅介護支援事業所に委託することができます。

委託する場合でも、地域包括支援センターがアセスメントに関与し、居宅介護支援事業所が作成したケアプランの確認を必ず行い、必要に応じてサービス担当者会議や評価訪問に同行します。

介護予防ケアマネジメント等の委託事業所として、下記事業所に新規に委託しました。

担当包括	事業所名	住所	法人名	委託の理由
嵐北	居宅介護センター花まり	加茂市下大谷834	社会福祉法人 博愛 仁志会	担当ケアマネジャーの所属先事業所変更に伴い、本人・家族が引き続き同じケアマネジャーの支援を希望したため
嵐南				
東				
下田				
嵐北	居宅介護支援事業所三条市 デイ	三条市大野畑6番85-5	社会福祉法人 恩賜 財団済生会支部 新潟県済生会	本人・家族が希望したため (令和4年8月に新たに開設された居宅 介護支援事業所)
嵐南				
東				
栄				
嵐北	介護センターさかえの里	三条市福島新田丁1481 番地1	社会福祉法人 さか え福祉会	本人・家族が希望したため
嵐北	ツクイ新潟神道寺	新潟市中央区神道寺1- 10-6	株式会社ツクイ	本人が事業所所在地（新潟市）の家族 宅に居住しているため
下田	居宅支援センターシルバーピア しきな	沖縄県那覇市識名2丁目 6番35号	医療法人 誠和会	本人が事業所所在地（沖縄県那覇市） の家族宅に居住しているため

令和3年度 地域包括支援センターの 事業評価及び事業報告等について

1 令和3年度地域包括支援センターの事業評価の概要

(1) 目的

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としている。

センターが地域において求められる機能を十分に発揮するために、**人員体制及び業務の状況を定期的に把握・評価**し、その結果を踏まえて、センター業務の受託者が**事業の質の向上に必要な改善を図っていくことで、地域包括ケアシステムの深化に向けた取組を加速させる**ことを目的とする。

(2) 評価の基準

ア 国通知「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」（令和2年5月29日老振発0704第1号）で示された評価指標に基づき評価

《評価指標》

- 個別業務（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、地域ケア会議、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務）
- 業務連携（在宅医療・介護連携、認知症高齢者支援、生活支援体制整備）
- 組織・運営体制等（適切に運営する体制、圏域の現状・ニーズに応じた取組、職員体制、相談体制、個人情報管理、利用者満足度の向上）

イ 「三条市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」及び「令和3年度地域包括支援センター運営方針」に基づき、業務を適切に実施しているか評価

《評価指標》

令和3年度地域包括支援センターの事業報告のとおり評価

ウ 公平性・中立性を確保するため、センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由なく特定の事業所が提供するサービスに偏りがないか等について評価

《評価基準》

訪問型サービス、通所型サービス、福祉用具貸与において特定の法人の事業所の紹介率が80%を超えていないこと※
（※「厚生労働大臣が定める基準」（平成27年厚生労働省告示第95号）の第83号の基準に準ずるもの。）

2 令和3年度地域包括支援センター運営方針について

「三条市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」に示す地域包括ケアシステムの構築方針を踏まえ、次の9つの事業を実施

- (1) 介護予防の推進
- (2) 介護予防ケアマネジメントの実施
- (3) 総合相談支援業務の実施
- (4) 権利擁護業務の実施
- (5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施
- (6) 地域ケア会議の実施
- (7) 在宅医療・介護連携の推進
- (8) 生活支援体制の構築
- (9) 認知症施策の推進

※ 具体的な事業内容については、この方針に基づき各地域包括支援センターが事業計画を作成し、事業を実施

3 令和3年度地域包括支援センター事業報告・事業評価

(1) 介護予防の推進

《令和3年度実施状況及び課題》

ア 介護予防が必要な高齢者の把握

- ・ コロナ禍で実施できていなかったフレイルチェックを集いの場や介護予防教室で実施し、フレイル状態の高齢者の把握を行ったが、その後、事業につなげることが難しかった。
- ・ 民生委員や住民からの相談や情報提供により、心配なケースの高齢者の把握に努め、状況に合った支援を行った。
- ・ 嵐南圏域、下田圏域では、地域を限定して一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の実態把握を行い必要な支援を行った。

イ 地域住民への普及啓発

- ・ 生活支援コーディネーターが自治会を周り、活動を休止している集いの場を集約し、状況について確認した。
- ・ 集いの場や介護予防教室に出向いて、介護予防や権利擁護に関する知識や情報の普及啓発を行った。
- ・ フレイルチェックのアフターフォローについて、希望があったところには個別の健康相談等にも応じ、介護予防の認識を高めるための啓発を行った。

		嵐北		嵐南		東		栄		下田		合計	
		R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3
介護予防が必要な高齢者の把握	(人)	49	62	31	135	78	66	90	114	212	169	460	546
介護予防等に関する啓発講座	(回)	5	7	6	16	2	4	4	13	5	8	22	48

《令和3年度事業評価》

良い点・工夫している点

- ・ 集いの場の状況を把握するため、再開した集いの場や介護予防教室に積極的に出向くことにより、実態把握に努め、介護予防の啓発を実施した。
- ・ 様々な機会を捉えて高齢者の実態を把握し、必要に応じて関係機関と連携して支援を行った。

改善すべき点

- ・ フレイル状態にある高齢者をサービスC事業につなげるなど、自立支援の視点での働きかけをしていく必要がある。また、フレイルチェックのアフターフォローの機会を設けることにより、地域住民が「自立」を意識できるような啓発が必要である。
- ・ 介護予防講座未実施、または実施頻度が低い集いの場に対して、積極的に講座受講を働きかける必要がある。

令和4年度の取組

- 集いの場でのフレイルチェックを継続的に実施し、フレイル状態にある高齢者を早期に把握した。
- 生活支援コーディネーターを中心に介護予防講座を実施し、啓発を行ったことがない集いの場でフレイルや認知症予防の啓発などを優先的に働きかけた。

(2) 介護予防ケアマネジメントの実施

《令和3年度実施状況及び課題》

- ・ 居宅介護支援事業所作成のプランは自立支援の視点、インフォーマルサービスの活用の検討が弱いものもあり、必要に応じてプランへ位置づけるための情報提供や助言等を行った。
- ・ 圏域内のケアマネジャーを対象に地域資源の情報交換を実施し、それぞれが持つ情報を共有した。
- ・ 栄圏域では、包括主催の自立支援型地域ケア個別会議を開催し、圏域内の専門職を助言者として招き、自立に向けたケアマネジメントの振り返りを行った。

		嵐北		嵐南		東		栄		下田		合計		
		R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	
介護予防ケアマネジメント実施件数	(件)	2,855	2,531	2,691	2,730	2,270	2,288	1,031	872	444	393	9,291	8,814	
	直営実施件数	(件)	695	740	630	762	898	999	644	567	347	248	3,214	3,316
	委託実施件数	(件)	2,160	1,791	2,061	1,968	1,372	1,289	387	305	97	145	6,077	5,498

《令和3年度事業評価》

良い点・工夫している点

- ・ 介護予防ケアマネジメント業務等を委託しているケアマネジャーに対して、全てのケアプランのチェックを行い、必要に応じてインフォーマルサービスの視点を加え、自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントになるよう助言している。
- ・ 一部圏域では、包括主催の自立支援型地域ケア個別会議を開催することにより、圏域内の専門職やケアマネジャーが自立支援の視点を持ち、圏域内での顔の見える関係づくりができた。

改善すべき点

- ・ 作成されたプランが自立支援に資するものかどうか、インフォーマルサービス活用の検討がなされているかを確認し、セルフマネジメントの視点が弱いプランに対しては、さらに必要な助言や必要に応じて圏域内での情報共有が必要である。
- ・ 短期集中型サービスであるサービスC事業の理解を深め、サービスの利用が適切な利用者に対し、利用促進を図る必要がある。

令和4年度 の取組

- 適切なアセスメントにより、利用者自らが介護予防の取組に対して行動できるようなプラン作成に努めた。また、生活支援コーディネーターが中心となり、インフォーマルサービスの資源の把握を行い、ケアマネジャー等に対して情報提供を行った。
- 市主催の自立支援型地域ケア個別会議に包括の主任ケアマネジャーや保健師等が助言者等で参加することにより、利用者の自立に向けたケアマネジメントについて検討を行った。

(3) 総合相談支援業務の実施

《令和3年度実施状況及び課題》

- 民生委員や自治会長の会議等に出向いて地域の関係者と連携を深め、必要に応じて多職種とも連携を強化した。また、介護申請率が低い地区を実態把握の重点地区とし、一人暮らし高齢者等の個別訪問して実態把握を行ったりすることで、早期相談につなげるよう努めた。
- 複合的な課題や複雑化した課題を抱える相談ケースが増えている。困難なケース等は市とも連携しながら、適切なサービスや制度の利用を促したり、各支援機関と連携しながら対応している。

		嵐北		嵐南		東		栄		下田		合計	
		R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3
相談者実人数	(人)	2,646	2,537	2,484	2,504	1,874	1,849	1,968	1,801	2,064	1,973	11,036	10,664
相談延件数	(件)	5,868	5,408	6,976	7,737	3,939	4,526	5,159	5,281	2,830	3,029	24,772	25,981

《相談内容の内訳》

- サービスに関する相談 28.1%
- 介護・日常生活に関する相談 15.0%
- 所得・家族生活に関する相談 2.5%
- 指定介護予防支援事業所としての相談 23.8%
- 医療に関する相談 8.1%
- 介護予防対象者の把握に関する相談 0.3%
- 介護予防ケアマネジメントに関する相談 18.6%
- 権利擁護に関する相談 3.4%
- 苦情相談、その他 0.1%

《令和3年度事業評価》

良い点・工夫している点

- 全センターで、相談内容を記録して市と共有する仕組みができており、対応困難な相談事例等は、市と連携し対応している。
- 各センターで独自のパンフレットを作成し、地域住民や公共施設等に配布してセンターの周知に努めている。
- 個別の相談に関しては、早急な対応を心がけ自宅訪問等により実態を把握、迅速に関係機関につなげている。
- 栄圏域では、毎年、圏域の地図に一人暮らし高齢者等の情報をマッピングし、それを基に実態把握に努め、早期相談につなげるよう努めている。

令和4年度の取組

- 地域包括支援センターの周知を図るとともに、地域の関係者に対しては具体的な活動の紹介も行い、関係機関との連携を図ることで、関係者とのネットワークを通じ、支援が必要な高齢者の把握に努めた。
- 圏域ごとに高齢者、障がい者、生活困窮者、権利擁護等の各分野の支援機関を紐付け、ICTを活用したタイムリーな情報共有や、定例会議による事例検討等を行い、複合化・複雑化した課題を抱える高齢者とその世帯への支援に対して、各分野が一体となって相談支援を行った。

(4) 権利擁護業務の実施

《令和3年度実施状況及び課題》

- ・ 成年後見制度に関する相談が増えているが、ケアマネジャーと連携し同行訪問するなどして、早期発見することや必要に応じて弁護士や司法書士等の専門職と連携するなど、適切に対応している。
- ・ 高齢者虐待について、嵐南圏域では民生委員児童委員等に対して研修を行うなど、早期発見・通報の重要性について周知している。
- ・ 権利擁護に関する啓発について、各圏域で集いの場等に対して啓発を行うとともに、実態把握の際に個別に特殊詐欺の注意を促すチラシを配布し、対象者への意識づけができた。

		嵐北		嵐南		東		栄		下田		合計	
		R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3
成年後見制度の相談・利用支援	(件)	84	55	72	114	36	106	54	79	13	58	259	412
老人福祉施設への措置入所相談	(件)	32	15	1	5	6	0	13	3	8	0	60	23
高齢者虐待の相談・養護者支援	(件)	179	162	269	129	74	68	35	32	50	87	607	478
困難事例の相談・支援	(件)	42	2	1	20	10	24	4	6	0	13	57	65
消費者被害の相談	(件)	5	3	0	0	1	0	0	0	0	0	6	3

《令和3年度事業評価》

良い点・工夫している点

- ・ 成年後見制度や高齢者虐待において、市や関係機関と連携が進み、適切な対応ができています。
- ・ 集いの場などで、必要に応じ、市なんでも相談室と連携して消費者被害に関する啓発講座が実施できた。

改善すべき点

- ・ 虐待に関する相談、事例が増えているが必要に応じ、サービス事業所へ虐待発見の初期対応について周知するなど、関係機関とさらに連携を深める必要がある。

令和4年度の取組

- 成年後見制度等の相談やニーズが増えていることから、弁護士等との関係機関に個別ケア会議に参加してもらうなど連携体制を深め、適切な時期に成年後見制度を利用できるよう支援した。
- 高齢者虐待に関し、情報を得たときはフローチャートに基づき関係機関と連携し速やかに対応している。また、嵐南圏域でサービス事業所に対して虐待の早期発見に関する研修を実施した。

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施

《令和3年度実施状況及び課題》

- ・ ケアマネジャーから困難事例の相談があった場合は、同行訪問するなどして事例の共有を図ったり、個別ケア会議を開催して関係機関と課題解決に向けた検討を行った。
- ・ 圏域内の居宅介護支援事業所管理者との意見交換会やZoomでの会議を開催するなど、顔の見える関係、連携体制の構築を図った。
- ・ 嵐南圏域では自立支援に資するケアマネジメントが行えるよう研修を行った。また、主任ケアマネ部会として、要支援・総合事業対象者ケアプランの勉強会を開催した。ケアマネジャーに給付適正化や適切なケアプランの作成をしてもらえるよう取り組んだ。

		嵐北		嵐南		東		栄		下田		合計	
		R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3
事例検討会・情報交換会の開催	(件)	5	0	0	1	1	1	1	2	0	0	7	4
ケアマネジャーの困難事例の支援	(件)	96	64	64	155	34	44	39	86	6	5	239	354

《令和3年度事業評価》

良い点・工夫している点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 嵐南・東・栄圏域では、圏域内のニーズを捉え、工夫した形での研修や意見交換会を開催している。 ・ 圏域内の居宅介護支援事業所を訪問し、ケアマネジャーの実情や課題を把握し、困難ケースや課題についての相談に応じることで関係深めている。
改善すべき点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部センターでは、ケアマネジャーを対象とした研修会等の開催計画は策定していない。事例検討会や情報交換会等の必要性は感じているため、今後具体的な計画を検討する必要がある。 ・ 地域住民に対して介護予防の啓発にとどまり、自立支援を意識した啓発に至っていないところがある。圏域内に自立支援の考えを浸透させるよう努める必要がある。
令和4年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 圏域内のケアマネジャーの課題やニーズを捉え、地域ケア会議や事例検討会等を通じて多職種の顔の見える関係づくりを推進することで、日常的に相談や協働できる体制を構築した。 ➢ 圏域ごとにケアマネジャー向けの研修会や情報交換会等を開催するとともに、主任ケアマネ部会として、自立支援のためのケアマネジメントに関する研修会を開催した。 ➢ 地域住民に対する自立支援の啓発を進めるため、市とともに自立支援パンフレットを作成した。

(6) 地域ケア会議の実施

《令和3年度実施状況及び課題》

ア 個別ケア会議の実施

- ・ ケアマネジャーが抱える困難事例を中心に個別ケア会議を開催した。検討内容に合わせ医療関係者や弁護士、障がい担当職員等の福祉関係者、自治会長、民生委員、地域住民など地域の関係者などの多職種を招集し、課題解決の検討を通じてネットワーク構築を図った。
- ・ 栄圏域では包括主催の自立支援型個別ケア会議を実施し、自立支援に資するケアマネジメントの実践力向上に取り組んだ。

イ 圏域地域ケア会議の実施

- ・ 「民生委員と介護支援専門員との連携」「災害時の関係者の連携強化」「在宅医療」「下田地区の高齢者支援、障がい者支援を共に考える」など、圏域の地域課題やニーズに応じ、それぞれのセンターごとにテーマを決めて会議を実施した。テーマに応じて医療関係者、権利擁護関係者、インフォーマルサービスの関係者、自治会や民生委員等の地域の関係者を招集し、具体的な地域づくりや対応方法等について検討を行った。

		嵐北		嵐南		東		栄		下田		合計	
		R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3
個別ケア会議	(回)	1	2	4	4	3	2	2	2	1	1	11	11
圏域地域ケア会議	(回)	6	8	6	17	8	8	4	6	5	4	29	43

《令和3年度事業評価》

良い点・工夫している点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域の地域課題やニーズに応じ、テーマに沿った多種多様な関係者を参集し、具体的な検討につながる地域ケア会議を開催している。
改善すべき点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別ケア会議において、困難事例がテーマとなっている場合が多いが、栄圏域以外でも困難事例以外の自立支援を意識した自立支援型地域ケア個別会議を開催するなどして圏域内に自立支援の意識を浸透させるよう努める必要がある。
令和4年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 個別ケア会議において、ケアマネジャーの困難事例等の検討の中で、自立支援に資する検討に努めた。 ➢ 各圏域の地域課題やニーズに応じ、自治会や民生委員等の地域の関係者等と圏域地域ケア会議を開催した。 ➢ 高齢者に限らず、障がい者、生活困窮者等の複合的な課題に対応するため、それぞれの分野の支援者とともに一体的な地域づくりに関する圏域地域ケア会議を開催した。

(7) 在宅医療・介護連携の推進

《令和3年度実施状況及び課題》

- 「認知症の方に対するチーム支援の在り方について」「本人及び家族支援における各専門職の役割とチーム支援の在り方についてを考える」などのテーマで総合推進センターの医療・介護連携推進コーディネーターと共に会議を開催し、医療・介護の連携体制の構築を進めた。
- 各圏域で在宅医療・介護の認識を深めるための住民啓発を実施した。

		嵐北		嵐南		東		栄		下田		合計	
		R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3
医療・介護の多職種連携につながるケア会議の実施	(回)	1	1	3	5	3	2	1	2	1	2	9	12
在宅医療・介護に関する住民啓発	(回)	1	3	1	1	1	0	0	2	1	0	4	6

《令和3年度事業評価》

良い点・工夫している点

- 在宅医療・介護連携推進業務コーディネーターと連携し、地域ケア会議における多職種での事例検討や市民啓発を行っており、在宅医療・介護連携の推進を図っている。
- 在宅医療・介護連携推進業務コーディネーターが主催する多職種連携研修会や医療系職種との情報交換会等に各地域包括支援センターの職員が積極的に参加し、多職種との顔の見える関係づくりができており、日頃の支援での連携につながっている。

令和4年度の取組

- 在宅医療・介護連携推進業務コーディネーターと連携し、事例を通じて、各専門職の役割について理解を深めると共に、地域の支援者を含むチーム支援を行うよう努めている。
- 引き続き、在宅医療・介護連携推進業務コーディネーターが主催する多職種連携研修会や医療系職種との情報交換会等に各地域包括支援センターの職員が積極的に参加し、日頃の支援における多職種との連携につなげている。

(8) 生活支援体制の構築支援

《令和3年度実施状況及び課題》

- 各センターに新たに配置された生活支援コーディネーターが自治会を中心に周り、地域の実情や社会資源等の把握を行い、併せて地域住民に対し、生活支援コーディネーターの周知をした。
- 集いの場の実態把握を行い、コロナ禍により休止している集いの場の再開や新たな集いの場の立上げ支援などを行った。
- 高齢者等見守り事業において、関係機関と連携して訪問員のマッチングを行った。

		嵐北		嵐南		東		栄		下田		合計	
		R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3
集いの場の実態把握・継続支援	(回)	0	15	5	25	4	15	5	30	4	26	18	111
集いの場の立上げ支援	(回)	2	3	1	4	0	2	9	2	0	4	12	15
生活支援に関する地区への啓発	(回)	1	22	15	31	0	28	0	35	0	58	16	174
生活支援体制づくりに関するケア会議の実施	(回)	0	9	2	16	3	8	5	7	1	3	11	43

《令和3年度事業評価》

良い点・工夫している点	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーターが圏域ごとに配置されたことにより、圏域内の自治会を周り、地域の実情が把握でき、集いの場の実態把握や新たな立上げ支援を行うなど、より地域の実情に合わせた支援ができるようになった。 見守りのマッチングや生活支援に関する啓発など、地域の支え合いの体制づくりの取組についても積極的にできている。
改善すべき点	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源の把握と再開できていない集いの場への働きかけ、集いの場がない地域への立上げ支援、地域の方が生活支援体制づくりの必要性を感じない地区などへの働きかけなどを継続し、関係機関や住民との連携を深める必要がある。
令和4年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーターを中心に地域に出向き、圏域の実情やニーズ、地域資源など実態把握を行った。 休止している集いの場や新たな立上げ支援について地域の特性に応じた支援をしていくことで、地域の支え合い体制づくりの取組支援を行っている。

(9) 認知症施策の推進

《令和3年度実施状況及び課題》

- ・ 認知症地域支援推進員と連携し、各地区で認知症高齢者の見守り体制について地域住民に啓発を行った。
- ・ 小学校やコンビニエンスストア、薬局で認知症サポーター養成講座等の啓発を行い、多世代での地域づくりの推進につなげた。
- ・ 認知症支援型カフェ運営者へ地域の情報提供を行い、運営支援を行った。
- ・ 認知症初期集中支援チームのチーム員として、介入が困難なケース等に対し、他職種と連携して訪問によるアセスメントや支援策の検討等を行い、適切な支援につなげた。

		嵐北		嵐南		東		栄		下田		合計		
		R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	
認知症に関する啓発	(回)	1	3	1	5	1	2	1	2	0	5	4	17	
認知症高齢者声掛け訓練	(回)	0	1	2	0	0	0	3	4	1	0	6	5	
認知症初期集中支援チーム	チーム員会議出席	(件)	1	3	3	2	0	2	2	2	0	2	6	11
	初期集中支援の訪問	(件)	1	4	1	3	0	8	3	2	0	1	5	18

《令和3年度事業評価》

良い点・工夫している点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症サポーター養成講座を小学校、中学校、薬局、コンビニエンスストアなど様々な世代や機関で実施し、認知症への理解と啓発ができています。 ・ 認知症初期集中支援チームと連携し、つないだケースにおいても、支援チームと情報共有しながら適切に支援している。
--------------------	---

令和4年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 認知症の正しい理解につなげるため、地域のサロンに対して啓発を行い、地域の見守り体制づくりにつなげている。 ➢ 多世代での認知症の理解を深めるため、各圏域で小中学校に認知症サポーター養成講座受講の働きかけを行い、多くの学校で講座を開催した。 ➢ 認知症本人のニーズに合った参加、活躍の場として、各圏域で「認知症の人の集い」を定期的で開催した。
-----------------	--

(10) 組織・運営体制等

《令和3年度事業評価》

ア 組織・運営体制（適切に運営する体制、圏域の現状・ニーズに応じた取組、職員体制、相談体制の周知）

良い点・工夫している点	<ul style="list-style-type: none">市の運営方針の内容に沿い、全ての地域包括支援センターで事業計画を策定している。相談業務や地域ケア会議等の検討を通じて把握した地域課題に応じ、重点活動を設定している。各センターの周知については、圏域内の関係機関との連携を深めるための取組ができています。
--------------------	--

改善すべき点	<ul style="list-style-type: none">関係機関への周知や連携が進む一方で、住民等への周知については、更なる周知に努める必要がある。
---------------	--

イ 個人情報の管理

良い点・工夫している点	<ul style="list-style-type: none">全ての地域包括支援センターで個人情報保護に関するマニュアル等が整備されている。個人情報の持出は必要最低限しか行っておらず、訪問等で持ち出す場合でも、誰が何を持ち出しているか、職員間で共有できる仕組みができています。
--------------------	--

ウ 利用者満足度の向上

良い点・工夫している点	<ul style="list-style-type: none">全ての地域包括支援センターで、利用者からの苦情内容等を市に報告する体制が整っている。ケアマネジャーや介護サービスに関する相談について、必要に応じて市に相談や協議を行い、適切に相談に応じている。全ての地域包括支援センターで、相談者のプライバシーが確保されるよう相談室、相談ブースが設けられている。
--------------------	---

4 令和3年度地域包括支援センターの収支決算

(1) 収入

(単位：円)

費目	嵐北	嵐南	東	栄	下田	備考
地域包括支援センター運営業務委託料	28,995,200	34,182,000	28,955,200	20,886,400	20,584,400	
介護予防ケアマネマネジメント委託料	11,489,100	12,339,950	10,407,950	3,934,820	1,826,940	
介護報酬	11,313,270	15,030,460	10,527,550	4,981,940	5,975,520	
利息配当金・雑収入・その他	90,000	83,162	91,000	75,641	31,000	
繰入金・繰越金	0	0	0	0	774,317	
収入合計	51,847,570	61,635,572	49,981,700	29,878,801	29,192,177	

(2) 支出

(単位：円)

費目	嵐北	嵐南	東	栄	下田	備考
人件費	27,331,435	32,904,655	29,313,404	24,894,167	23,414,208	
物件費	20,032,412	27,484,149	18,106,663	7,221,144	5,777,969	
支出合計	47,363,847	60,388,804	47,420,067	32,115,311	29,192,177	

(3) 収支状況

(単位：円)

費目	嵐北	嵐南	東	栄	下田
収入合計	51,847,570	61,635,572	49,981,700	29,878,801	29,192,177
支出合計	47,363,847	60,388,804	47,420,067	32,115,311	29,192,177
収入合計－支出合計	4,483,723	1,246,768	2,561,633	△2,236,510	0

【参考】支出（人件費）

（単位：円）

費目	嵐北	嵐南	東	栄	下田	備考
給料	14,679,840	21,107,093	15,914,700	15,409,381	13,271,023	
職員手当等	8,556,902	6,809,326	9,004,669	5,576,100	5,571,916	
共済費	330,500	831,156	312,500	579,500	1,605,360	
賃金	0	0	0	20,000	0	
法定福利費	3,764,193	4,157,080	4,081,535	3,309,186	2,965,909	
人件費合計	27,331,435	32,904,655	29,313,404	24,894,167	23,414,208	

【参考】職員数

	嵐北	嵐南	東	栄	下田
専門職（主任ケアマネジャー、 保健師等、社会福祉士）	4人	5人	4人	3人	3人
生活支援コーディネーター 【令和3年度新たに配置】	1人	1人	1人	1人	1人
事務職	0人	1人	0人	0人	0人
プランナー	1人 (事務職兼務)	1人	1人 (事務職兼務)	1人	1人
合計	6人	8人	6人	5人	5人

【参考】支出（物件費）

（単位：円）

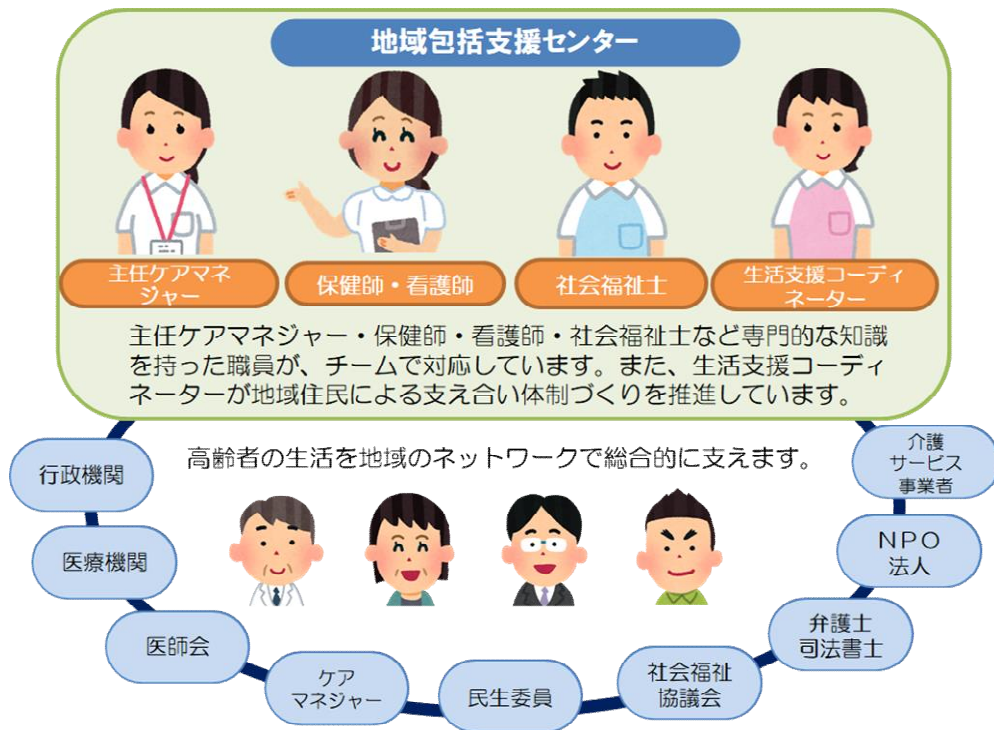
費目	嵐北	嵐南	東	栄	下田	備考
旅費	0	14,400	0	0	0	交通費等
需用費	955,350	3,298,266	644,231	1,862,174	381,612	
消耗品費	107,991	1,207,772	175,278	54,879	148,697	事務用品等
燃料費	142,982	611,023	323,699	121,981	232,915	ガソリン等
印刷製本費	0	36,000	0	157,392	0	名刺、封筒等
光熱水費	327,684	963,280	14,312	1,025,818	0	電気、ガス、水道
修繕料	376,693	480,191	130,942	502,104	0	自動車等修理
福利厚生費	125,321	194,568	73,988	148,934	50,860	健康診断、予防接種等
役務費	572,493	1,015,961	532,164	532,582	483,968	
通信運搬費	372,076	666,157	313,066	325,944	279,868	電話料金、郵送料等
広告料	1,701	133,100	1,662	8,338	0	広報誌等
手数料	9,086	108,003	443	22,880	0	振込手数料等
保険料	189,630	108,701	216,993	175,420	204,100	自動車保険等
その他	0	0	0	0	0	
委託料	16,866,439	21,533,064	14,921,476	4,157,192	3,806,480	
居宅介護事業所への委託	16,437,285	20,438,680	14,609,430	3,859,470	3,806,480	
その他の委託	429,154	1,094,384	312,046	297,722	0	清掃業務、感染対策作業等
使用料及び賃借料	827,839	1,400,290	1,237,041	364,320	1,027,902	システム、車等リース
備品購入費	0	0	0	0	0	
負担金	642,916	0	690,500	139,242	0	研修受講料等
租税公課	42,054	27,600	7,263	16,700	27,147	消費税、自動車税
物件費合計	20,032,412	27,484,149	18,106,663	7,221,144	5,777,969	

【参考】地域包括支援センターの概要

地域包括支援センターは、高齢者の方がいつまでも住み慣れた地域で生活することができるよう、地域にある様々な資源(保健・医療・福祉)などを活用し、多面的な支援を行うことを目的に設置している。

高齢者の困りごとの相談、介護予防や健康づくりの相談、介護に関する相談、高齢者虐待や消費者被害の防止など高齢者の権利を守るための相談など、様々な相談に応じる。

また、三条市では、令和3年度から地域包括支援センターに「生活支援コーディネーター」を配置し、地域支え合い体制づくりなどの生活支援体制整備を行っている。



(令和4年3月末現在)

センター名	担当圏域	委託法人	職員数	高齢者数	要介護認定者数※
地域包括支援センター嵐北	第二・第三中学校区	県央福祉会	4人	7,142人	1,350人
地域包括支援センター嵐南	第一・本成寺中学校区	新潟県済生会	5人	9,022人	1,612人
地域包括支援センター東	第四・大崎・大島中学校区	県央福祉会	4人	8,342人	1,354人
地域包括支援センター栄	栄中学校区	さかえ福祉会	3人	3,499人	587人
地域包括支援センター下田	下田中学校区	三条市社会福祉協議会	3人	3,269人	583人

※要介護認定者数とは、事業対象者、要支援1・2、要介護1～5の方とする。

令和5年3月22日
地域包括支援センター運営部会

資料 3

福祉保健部 高齢介護課

令和5年度 地域包括支援センター 運営方針(案)について

1 令和5年度 地域包括支援センター運営方針（案）について

◆ 令和5年度 地域包括支援センター運営方針（案）の主な変更点等

4 具体的な業務実施方針

(1) 介護予防の推進

介護サービス未利用者の実態把握の強化

事業対象者及び要支援1、2認定者のうち、介護サービス等未利用者の実態把握を年1回以上行い、適切なサービス等につなげる。

(3) 総合相談支援

相談者のプライバシーが確保される環境整備に関する方針

安心して相談ができるよう可能な限りプライバシーが確保できる場所を設定し、本人や家族等のプライバシーを守るための配慮をする。

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

介護支援専門員に対する困難事例の支援を周知

介護支援専門員が抱える支援困難事例を早期に把握し、事態の深刻化を防ぐため、情報交換の場の設定や、困難事例への支援を行っていることの周知に努める。

支援困難事例の相談に対しては、地域住民や専門機関等と連携して具体的な支援方針を検討し、指導助言を行う。必要に応じて、同行訪問や個別地域ケア会議につなげる。

(8) 生活支援体制の構築支援

生活支援コーディネーターの実務に即した内容に整理

【主な変更点】

- 高齢者だけでなく、障がい者、生活困窮者等のニーズ把握や一体的な地域づくり等を記載
- 集いの場への支援を記載

ア 地域資源やニーズの把握

- ・ 生活支援に関する地域資源を把握し、資源集等の見える化
- ・ 不足する資源については、市と共有し、新たな資源の開発につなげる。
- ・ **高齢者、障がい者、生活困窮者等の支援が必要な対象者のニーズを把握し**、地域の多様な生活支援サービス提供主体等と共有

イ 自治会等の地域住民への啓発及び地域の支え合い体制づくりの支援

- ・ 自治会等の地域団体に対し、地域の支え合いの必要性を啓発し、意識の醸成を図るとともに、地域の課題を把握する。
- ・ 地域の支え合い活動を把握し、活動の充実や新たな活動づくり等の支援を行う。

ウ 集いの場の実態把握、継続支援及び立上げ支援

- ・ **集いの場の実態を把握するとともに、活動の充実等に向け、各種講座の調整、助成金等の手続きの支援、共食事業の紹介などの支援を行う。**
- ・ **支援が必要な対象者ニーズや地域の課題等に対し、集いの場の立上げの支援を行う。**

エ 関係者のネットワーク構築、目指す地域の姿等の共有

- ・ 把握したニーズや地域課題に応じ、地域ケア会議等により目指す地域の姿、方針を共有し、関係者のネットワークを構築する。
- ・ **高齢者だけでなく、障がい者や生活困窮者等の個別ケースについて、生活支援に関する相談を受ける関係づくりに努める。**

オ 担い手の発掘及び資源の開発

- ・ 生活支援の担い手となり得る人材を発掘し、市やセカンドライフ応援ステーションと情報を共有するとともに、担い手を支援活動に繋げる。
- ・ **高齢者、障がい者、生活困窮者、子育て世代等の各分野が一体となって地域づくりを推進するため、圏域内の多様な支援機関、地域の団体、地域住民等が共に考え、具体的な取組につなげる。**

カ 個別相談に対する地域資源の紹介、マッチング

- ・ 総合相談や、**介護支援専門員や相談支援専門員等の支援関係者からの相談により把握した個別ケース**の生活支援ニーズに応じ、地域資源やサービスのマッチング
- ・ 三条市高齢者等見守り事業の見守り対象者の把握、訪問員とのマッチング等を行う。

令和5年度地域包括支援センター事業計画・収支予算（案）について

センター名	資料ページ	
	事業計画（案）	収支予算（案）
三条市地域包括支援センター嵐北	2～4 ページ	5 ページ
三条市地域包括支援センター嵐南	6～9 ページ	10 ページ
三条市地域包括支援センター 東	11～14 ページ	15 ページ
三条市地域包括支援センター 栄	16～19 ページ	20 ページ
三条市地域包括支援センター下田	21～23 ページ	24 ページ

令和5年度 三条市地域包括支援センター嵐北事業計画

1 重点活動（担当圏域の特性や地域が抱えるニーズを踏まえて設定）

- (1) 複合化、複雑化した課題を抱えるケースに対し、関係機関や司法等の専門職、地域の関係者と連携し、チームで解決に向けた支援を行う。
- (2) 地域包括支援センターの事業等を地域に幅広く周知し、介護予防の視点を活かした取組につなげる。
- (3) 高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、自立支援・重度化防止に向けた取組を行うとともに生活支援コーディネーターと連携し地域の支え合い体制の整備を進める。

2 個別の事業

項目	取組内容	実施時期
(1) 介護予防の推進		
ア 介護予防の必要な高齢者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集いの場等でフレイルチェックを実施するとともに生活機能低下や生活習慣病罹患状況、発症リスクなど、積極的に情報収集・把握し、住民全体の介護予防の活動へとつなげる。 ・ 必要時は状態改善に向けた、介護予防・日常生活支援総合事業など、効果的なフレイル対策や生活習慣病予防の取組につなげる。 ・ 事業対象者及び要支援認定者のうち、サービス未利用者の実態把握を年1回以上行い、適切なサービス等につなげる。 	通年
イ 地域住民への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集いの場等でフレイルなど介護予防につながる講座を実施し、啓発する。啓発の実施は、生活支援コーディネーターを中心に、未実施及び頻度が低い集いの場へ優先的に働きかけていく。 	通年
(2) 介護予防ケアマネジメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者自身が介護予防の取組を生活の中に取り入れ、フォーマルやインフォーマルサービスを組み合わせ、主体的にサービスを利用しながら目標に向けた行動がとれるよう支援する。 ・ ケアプランには利用者自ら取り組めることを具体的に記載し、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるよう支援する。また、居宅介護支援事業所に委託したケアプランが自立支援に資する内容及び地域資源が活用されているかを確認し、必要に応じて助言を行う。 ・ アセスメントは医療的視点の把握に努め、医療情報提供を受けた際は、利用者の同意を得て主治医等に提供する。 	随時
(3) 総合相談支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ、他の相談支援機関と連携して高齢者及び介護を行う家族等に対する支援を行う。また、安心して相談ができるよう本人や家族等のプライバシー保護に配慮する。 ・ 当センター独自のパンフレットや広報誌（年2回発行）を地域住民等に配布し、身近な相談窓口であるこ 	通年

項目	取組内容	実施時期
	<p>とを周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民が気軽に相談しやすいように集いの場等に積極的に出向き、顔の見える関係づくりに努める。 	
(4) 権利擁護業務	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員等の支援者が必要なタイミングで適切な支援につながるよう市（中核機関）と連携して高齢者の支援に当たるとともに、研修会等を開催して知識の向上を図る。 支援者間のネットワーク構築を図るため、中核機関を通じて個別ケア会議等に弁護士等の専門職の参加を依頼し、チーム支援を行う。 自治会長、民生委員、集いの場等で地域住民に向けて権利擁護の意識の向上を図るための啓発活動を行う。また、消費者被害防止のための相談窓口の紹介を行う。 	随時
(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施	<p>ア 地域における包括的・継続的なケア体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活課題を抱えた高齢者が状態に応じて必要な社会資源を切れ目なく活用できるよう、連携体制の構築や調整を行う。 介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な資源を活用できるよう地域の連携・協力体制を整備する。 	随時
	<p>イ 個々の介護支援専門員に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員が抱えている困難事例を早期に把握し、深刻化を防ぐため、日常業務を通じて相談しやすい関係づくりに努める。また、必要に応じて同行訪問や個別ケース会議、個別地域ケア会議につなげる。 	随時
(6) 地域ケア会議の実施		
ア 個別ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> 日頃から多職種が協働するためのネットワークを構築し、各専門職や関係者が支援に困難を感じているケースに対して、多角的な視点から支援策の検討や課題解決のための支援を行う。 	随時
	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援に資するケアマネジメント実践力を高めることができるよう主任介護支援専門員や専門職と協働し、圏域で自立支援型個別ケア会議を開催する。 	年1回
イ 圏域地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の実態把握や課題の早期発見・解決を図るため、地域住民や関係機関等とのネットワークを構築する。 	随時
	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員児童委員協議会の定例会に参加することで地域の実情を把握し、情報や課題を共有するとともに、連携を強化する。 	年2回
	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に応じた会議内容を設定し、在宅医療・介護連携の推進、生活の支え合い体制の整備に向けた会議を開催し、地域で必要な資源について検討を行う。 	随時
(7) 在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療・介護連携推進コーディネーターと連携し、圏域内の医療と介護、障がい福祉等、多職種協働の推進を図る。 	随時

項 目	取組内容	実施時期
	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療・介護に関する住民向けの啓発講座を実施する。 	
(8) 生活支援体制の構築支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域に出向き、生活支援に関する社会資源や地域の実情、ニーズを把握し、不足する資源については市と共有し、新たな資源の開発につなげる。 集いの場に出向き、実態把握を行うとともに必要に応じて活動の充実等に向けた支援を行う。 集いの場が不足している地区については、地域住民や関係者に働きかけ、立ち上げの支援を行う。 生活支援に関する地域ケア会議や啓発講座を開催し、地域の目指す姿、方針を共有することで地域の支え合いの意識の醸成を図り、体制の整備に向けた取り組みを行う。 	通年
(9) 認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 認知症(疑い)の方で介入が困難なケースについては、認知症地域支援推進員、認知症疾患医療センター、支援型カフェの運営法人等と連携、情報を共有し、必要に応じて認知症初期集中支援チームにつなげる。 認知症の人の社会参加につながる居場所づくり(認知症カフェや地域の集いの場等)を進めるとともに、既存の資源への参加調整やマッチングを行う。 小・中学校や企業に対し、認知症サポーター養成講座の開催を積極的に働きかける。また、認知症出前講座等を実施することで、認知症に関する普及啓発活動や見守り体制の構築に向けた取り組みを行う。 	通年

令和5年度地域包括支援センター業務・指定介護予防支援事業収支予算総括表

施設名	三条市地域包括支援センター嵐北	事業者名	社会福祉法人 県央福祉会
		代表者名	理事長 碁石 學
		センター長氏名	高井 久恵

1 収入

単位:円

収入	予算額	内 訳
地域包括支援センター運営業務委託料	29,201,600	
介護予防ケアマネジメント支給費	13,404,240	
介護報酬(介護予防支援費)	11,923,200	
利息配当金・雑収入	0	
その他	0	
収入合計	54,529,040	

2 支出

支出	予算額	
人件費	32,222,406	
(内訳) 給料	16,887,440	
職員手当等	11,223,220	
共済費	241,500	
賃金	0	
法定福利費	3,870,246	
物件費	22,306,634	
(内訳) 報酬	0	
報償費	0	
旅費	28,500	研修旅費等
(内訳) 普通旅費	25,500	
費用弁償	3,000	
需用費	1,417,900	
(内訳) 消耗品費	335,000	事務用品等
医薬材料費	0	
燃料費	454,000	ガソリン等
印刷製本費	11,000	印刷代
光熱水費	167,900	電気料金等
修繕料	450,000	自動車等修理
福利厚生費	141,000	健康診断等
役務費	590,000	
(内訳) 通信運搬費	442,000	電話、携帯料金
広告料	2,000	広報誌等
手数料	20,000	振込手数料等
保険料	126,000	自動車保険料等
	0	
委託料	18,208,734	
(内訳) 居宅介護支援事業所への委託	17,785,200	
その他の委託	423,534	清掃業務委託等
使用料及び賃借料	870,000	パソコン、システム等リース
備品購入費	0	
負担金	912,500	研修参加費、諸会費等
租税公課	51,000	消費税
その他	87,000	建物付属設備修繕負担分
支出合計	54,529,040	

令和5年度 三条市地域包括支援センター一嵐南事業計画

1 重点活動

- (1) 認知症の正しい理解を促進しやすい街づくりを進める
- (2) 地域の方のセルフマネジメントを進め健康寿命を延伸する
- (3) 各地域の課題に合わせた地域づくりを推進する
- (4) 困難事例の早期介入と多機関との連携を更に強化する

2 個別の事業

項目	取組内容	実施時期
(1) 介護予防の推進		
ア 介護予防の必要な高齢者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域内の高齢者が集まる集いの場等でフレイルチェックを実施し、フレイル状態にある高齢者を早期把握する。 ・ 生活機能低下と合わせて生活習慣病の罹患状況、発症リスクについてもアセスメントを行い、各事業を組み合わせ効果的なフレイル対策につなげる。 ・ 閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者の情報を積極的に収集・把握し、住民主体の介護予防活動へつなげる。 ・ 介護サービス未利用者の実態把握を行い適切なサービス等へつなげる。 	随時 年1回
イ 地域住民への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集いの場等で介護予防講座を実施し、フレイルや認知症予防など介護予防につながる取組等を啓発する。 	通年
(2) 介護予防ケアマネジメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心身の状況、置かれている環境、その他の状況に応じて利用者の選択に基づき適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。 ・ 利用者が地域の中で生きがいや役割を持って生活できるよう、地域の資源を把握しながら、「活動」「参加」の視点も踏まえて支援する。 ・ 介護支援専門員が作成した介護予防サービス・支援計画書が自立支援に資する内容となっているか、地域資源の活用も含めた検討がなされているかを確認し、計画作成の助言を行う。 	通年
(3) 総合相談支援業務	<p>ア 地域包括支援センターの周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターが、高齢者の保健、医療、福祉、介護予防などの様々な相談窓口であることを住民に周知する。 <p>イ 相談対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援を行う。相談に当たっては、職種の専門性を活かし連携しながら対応する。 <p>ウ 介護家族の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の在宅生活を支えるために、高齢者本人のみならず、介護を行う家族等に対する支援も行う。 	通年

項 目	取組内容	実施時期
	<p>エ 他の相談支援機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターが解決に資する支援を行うことが困難な生活課題を把握した場合は、必要に応じて他の相談支援機関と連携し対応する。 <p>オ 実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 独居高齢者等の家庭訪問や、民生委員・児童委員や自治会長等の地域ネットワークを通じ、支援が必要な高齢者の把握に努める。 	
(4) 権利擁護業務	<p>ア 成年後見制度の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民や関係機関からの相談対応し、必要に応じて家庭訪問、情報提供、連絡調整等の直接支援や関係機関への取次ぎを行い、適切な時期に成年後見制度等を利用できるように支援する。 <p>イ 老人福祉施設等への措置の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体的・精神的な理由や経済・家庭環境などの理由によって自宅で生活することが困難であると判断される高齢者に対し、養護老人ホーム等への措置入所の支援を行う。 <p>ウ 高齢者虐待の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待に関する相談を受理した時は、速やかに高齢者虐待対応フローチャートに基づいて対応する。 <p>エ 消費者被害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談に対して直接的な支援や市民なんでも相談室等の関係機関への取次ぎを行い、できるだけ被害に遭わないように支援する。 <p>オ 権利擁護啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の集いの場、民生委員協議会、介護支援専門員へ権利擁護の啓発を実施する。 	随時
(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施	<p>ア 地域における包括的・継続的なケア体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な生活課題を抱えた高齢者を支援する為、多様な構成員による支援チームが地域の様々な資源を活用し包括的な支援が提供されるための地域における連携体制の構築や調整を行う。 地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の地域における様々な資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。 <p>イ 個々の介護支援専門員に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立支援に資するケアマネジメントの支援となるよう、サービス担当者会議や自立支援型地域ケア個別会議での助言、介護支援専門員が作成した介護予防サービス・支援計画書に対する助言等を行う。 介護支援専門員が抱える支援困難事例を早期に把握し、実態の深刻化を防ぐため、情報交換の場を設定や困難事例への支援を行っていることの周知に努める。 介護支援専門員相互のネットワーク構築や事例検討会、研修会等を開催する。 	随時 通年

項目	取組内容	実施時期
(6) 地域ケア会議の実施		
ア 個別ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> 多職種が、高齢者が抱える課題について専門的な視点による効果的な支援策の検討し、課題解決策を支援する。 日頃から多職種が協働するためのネットワーク構築を図る。 	年4回 通年
	<ul style="list-style-type: none"> 個別事例の検討を積み重ね、地域に不足する社会資源等、地域課題を明確にする。 	随時
イ 圏域地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等との連携を促進し、ネットワークを構築する。 	通年
	<ul style="list-style-type: none"> 個別支援等を通じて把握した地域課題を整理し、課題解決に向けた資源の調整や地域で必要な新たな資源開発につなげる。 	年5回
(7) 在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療・介護連携推進コーディネーターと連携し、圏域内の医療と介護・障がい福祉等の多職種協働の推進を図る。 在宅医療・介護に関する住民向けの啓発講座を開催する。 	年1回 年1回
(8) 生活支援体制の構築支援	<p>ア 地域の実情やニーズの把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活支援に関する社会資源を把握し、資源集を見える化し、介護支援専門員や相談支援専門員等に適宜情報提供する。 <p>イ 自治会等の地域住民への啓発及び地域の支え合い体制づくりの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、集いの場等の地域団体に対し、地域の支え合いの必要性を啓発し、意識の醸成を図るとともに地域の課題を把握する。 <p>ウ 集いの場の実態把握、継続支援及び立ち上げ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の集いの場へ出向き、実態を把握するとともに活動の充実に向け支援を行う。 <p>エ 関係者のネットワーク構築、目指す地域の姿等の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 把握したニーズや地域課題に応じ、地域ケア会議等により目指す地域の姿、方針を共有し、関係者のネットワークを構築する。 <p>オ 担い手の発掘及び資源の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> 日頃の地域活動を通じ、生活支援の担い手となり得る人材を発掘し、市やセカンドライフ応援ステーションと情報を共有するとともに担い手を支援活動に繋げる。 地域の実情に合わせた地域づくりについて、圏域内の多様な支援機関、地域の団体、地域住民が共に考え、具体的な取組につなげる。 	随時

項 目	取組内容	実施時期
	カ 個別相談に対する地域資源の紹介、マッチング <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別ケースの生活支援ニーズに応じ、地域資源やサービスのマッチングを行う。 ・ 「三条市高齢者等見守り事業の手引き」に基づき、見守り対象者の把握、訪問員とのマッチング等を行う。 	
(9) 認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の方や疑いのある方が早期に支援につながるよう認知症初期集中支援チームにつなげるとともに「三条市認知症総合支援事業実施要領」に基づき、認知症初期集中支援チーム員として訪問活動等を行う。 ・ 認知症の方やその家族を認知症カフェにつなぐよう努める。支援型カフェの運営法人と連携し、地域の実情に応じたカフェの開催につなげる。 ・ 認知症地域支援推進員とともに生活コーディネーターを中心に認知症の人の社会参加につながる居場所づくりを行う。 ・ 認知症地域支援推進員、キャラバンメイトと連携し、小・中学校や企業に対し、認知症サポーター養成講座の開催を働きかける。 ・ 幅広い年代の地域住民に対し、認知症に関する普及啓発活動や地域の見守り体制の構築に向けた取組を行う。 	随時

令和5年度地域包括支援センター業務・指定介護予防支援事業収支予算総括表

施設名	三条市地域包括支援センター嵐南	事業者名	社会福祉法人恩賜財団済生会
		代表者名	上村朝輝
		センター長氏名	佐藤光美

1 収入

単位:円

収入	予算額	内 訳
地域包括支援センター運営業務委託料	34,494,000	
介護予防ケアマネジメント支給費	15,070,920	
介護報酬(介護予防支援費)	12,836,400	
利息配当金・雑収入	0	
その他	0	
収入合計	62,401,320	

2 支出

支出	予算額	
人件費	34,629,000	
(内訳) 給料	21,833,000	
職員手当等	7,282,000	
共済費	1,076,000	本部共済・県社協
賃金	0	非常勤のみ
法定福利費	4,438,000	
物件費	27,772,320	
(内訳) 報酬	0	
報償費	0	
旅費	300,000	
(内訳) 普通旅費	300,000	交通宿泊費等
費用弁償	0	
需用費	3,773,320	
(内訳) 消耗品費	1,267,320	事務用品等
医薬材料費	0	
燃料費	672,000	ガソリン代等
印刷製本費	24,000	封筒代等
光熱水費	1,410,000	電気料金等
修繕料	400,000	自動車等修理
福利厚生費	443,000	
役務費	1,643,000	
(内訳) 通信運搬費	863,000	電話料金等
広告料	240,000	広報
手数料	282,000	振込手数料等
保険料	158,000	自動車保険料、火災保険料
その他	100,000	地域ケア会議、在宅サービス協議会等
委託料	20,266,000	
(内訳) 居宅介護支援事業所への委託	19,780,000	居宅委託分等
その他の委託	486,000	業務委託費
使用料及び賃借料	1,325,000	リース料
備品購入費	0	
負担金	0	
租税公課	22,000	自動車税等
支出合計	62,401,320	

令和5年度 三条市地域包括支援センター東事業計画

1 重点活動（担当圏域の特性や地域が抱えるニーズを踏まえて設定）

- (1) 高齢者が住み慣れた地域で安心して元気に暮らせるよう、介護予防の視点を活かしつつ、医療・介護・障がい福祉・生活支援サービスをそれぞれの資源の垣根を超えて補いながら安定的に提供できる環境の整備に努める。
- (2) 多職種連携を意識した地域ケア会議、個別ケア会議を行い、複合的な課題を持つ高齢者を支援できる体制づくりに努める。
- (3) 認知症に関する普及啓発活動や地域の見守り体制の構築に向けた取組を行い、認知症になっても暮らしやすい地域づくりを目指す。

2 個別の事業

項目	取組内容	実施時期
(1) 介護予防の推進		
ア 介護予防の必要な高齢者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集いの場等で、フレイルチェックを実施し、フレイル状態にある高齢者を早期に把握する。生活機能低下と合わせて生活習慣病の罹患状況、発生リスクについてもアセスメントを行い、改善させるため、介護予防・日常生活支援総合事業や保健事業・介護予防一体化学業など効果的なフレイル対策につなげる。モデル事業である、大島地区の一体化学業を健康づくり課と共に進める。 ・ 保健事業等他事業により把握した情報や地域住民からの情報により、何らかの支援を要する高齢者の情報を積極的に収集・把握し、住民主体の介護予防活動等へつなげる。 ・ 事業対象者及び要支援1, 2認定者のうち、介護サービス等未利用者の実態把握を年一回以上行い、適切なサービス等につなげる。 	随時 4～8月
イ 地域住民への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集いの場等で介護予防講座を実施し、フレイルや認知症予防など介護予防につながる取組等を啓発する。 ・ 啓発の実施については、生活支援コーディネーターを中心に未実施や実施頻度が低い場へ優先的に働きかける。西大崎地区での開催を働きかける。 	随時
(2) 介護予防ケアマネジメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防及び日常生活支援を目的とし、高齢者の身体、生活状況を適切にアセスメントし、自立意思、選択を尊重し、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な支援を行う。 ・ 医療的な視点での把握に努め、連携が必要な時は利用者の同意を得て主治医、歯科医師、薬剤師に情報提供する。 ・ 自立支援型地域ケア個別会議の活用や研修により、利用者の自立に向けたケアマネジメントとなっているか、振り返りを行う。介護支援専門員が作成した介護予防サービス・支援計画書が自立支援に資する内容となっているか、地域資源の活用も含めた検討がなされているか確認し、必要に応じて計画作成の助言を行う。 	通年
(3) 総合相談支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口であることをチラシ等活用しつつ住民及び関係機関に周知する。 ・ 高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を 	通年

項目	取組内容	実施時期
	<p>継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健、医療、福祉サービス又は制度の利用につなげる等の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者が安心して相談ができるように、本人や家族等のプライバシーの確保、保守のための配慮を行う。 ・ 相談に対しては、職種の専門性を活かし連携しながら対応する。高齢者のみならず、介護を行う家族等の支援や複合化・複雑化した課題を抱える高齢者やその世帯への適切な支援・対応を行うために必要に応じて他の相談支援機関と連携して対応する。 	
(4) 権利擁護業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の尊厳ある生活維持のために、専門的・継続的な視点から権利擁護のため必要な支援を行う。必要に応じて、成年後見制度活用に向けて活動を行う。 ・ 介護支援専門員が必要なタイミングで高齢者を支援できるよう市（中核機関）を通じて個別ケア会議等に弁護士等専門職の参加依頼や、多職種との連携を図りつつ、チームで支援する。 ・ 権利擁護関係（虐待の防止や、特殊詐欺の防止など）の啓発を行い、住民の意識向上を図る。 	<p>随時</p> <p>年2回</p>
	<p>ア 地域における包括的・継続的なケア体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 包括的な支援継続のために、地域関係機関との連携・協働体制づくりを図る。 ・ 介護支援専門員が、地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。 	<p>随時</p>
(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施	<p>イ 個々の介護支援専門員に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援に資するケアマネジメントの支援となるよう、サービス担当者会議や自立支援型地域ケア個別会議での助言、介護支援専門員が作成した介護予防サービス・支援計画書に対する助言等を行う。 ・ 介護支援専門員が抱える支援困難事例を早期に把握し、事態の深刻化を防ぐため、情報交換の場の設定や困難事例への支援を行っていることの周知に努める。 ・ 介護支援専門員相互のネットワーク構築や事例検討会、研修会等必要な取組を実施する。 ・ 圏域内の介護支援専門員を対象に自立支援型地域ケア個別会議を開催する。 ・ 上記取組を進めるにあたっては、必要に応じて、市の給付適正化の取組と連携する。 	<p>随時</p>
(6) 地域ケア会議の実施		
<p>ア 個別ケア会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域の介護支援専門員、保健、医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員・児童委員その他の関係者等により構成される地域ケア会議を開催する。 ・ 多職種が専門性をいかした視点で課題の整理と解決策を検討し、日頃から多職種が協働するためのネットワーク構築を図る。 	<p>随時</p>

項目	取組内容	実施時期
	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が自立した生活を営むために必要な支援体制構築ができるよう介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメント実践力を高めていけるよう支援する。 個別事例の検討の積み重ねにより、地域に不足する資源等、地域の課題を把握する。 	随時
イ 圏域地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員児童委員協議会の定例会に参加し、地域の実情、気になる高齢者の把握等、課題を集約し情報共有、ネットワークを構築する。 個別支援等を通じて把握した地域課題を整理し、課題解決に向けた資源の調整や、地域で必要な資源の開発につなげる。 在宅医療・介護連携の推進、生活支援体制の構築支援に資する会議を開催する。 	年3回 4、5、6月 随時
(7) 在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療・介護連携推進コーディネーターと連携し、圏域内の医療と介護、障がい福祉等の多職種協働の推進を図る。 在宅医療・介護に関する住民の理解を促進するため啓発講座を実施する。 	随時
(8) 生活支援体制の構築支援	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーターが中心となり、様々な生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図る。生活支援に関する社会資源の実情や、地域の実情、ニーズを把握するとともに見える化する。これらを自治会長、民生委員・児童委員、老人クラブ、民間企業等地域の多様な生活支援サービス提供主体等と共有する。 自治会等に対し、地域の支え合いの必要性を啓発し、意識の熟成を図る。把握したニーズに応じ、地域ケア会議等により目指す地域の姿、方針を共有し、関係者のネットワークを構築するとともに相談を受ける関係づくりに努める。 ニーズに応じ、集いの場の立上げや見守り活動等の住民主体の生活支援体制の構築を支援する。地域で解決できない課題については、市とともに新たな仕組みを検討する。地域資源については、集いの場を含めた資源集にまとめるよう努める。 日頃の地域活動を通じ、生活支援の担い手となり得る人材の発掘を市やセカンドライフ応援ステーションと情報共有し、担い手を支援活動に繋げる。 相談により把握した個別ケースの生活支援ニーズに応じ、地域資源やサービスのマッチングを行う。また、「三条市高齢者等見守り事業の手引き」に基づき、見守り対象者の把握、訪問員とのマッチング等を行う。 	随時
(9) 認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 認知症や認知症の疑いのある方が早期に的確なアセスメントに基づいた支援につながるよう、適宜、認知症初期集中支援チームにつなげるとともに、「三条市認知症総合支援事業実施要領」に基づき、認知症初期集中支援チーム員として、訪問活動等を行う。 	随時

項 目	取組内容	実施時期
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の方やその家族を認知症カフェにつなぐように努め、圏域の支援型カフェと連携し、地域の実情に応じたカフェの開催を支援する。 ・ 認知症地域支援推進員とともに、生活支援コーディネーターを中心に、認知症の人の社会参加につながる居場所づくりを行う。 ・ 認知症地域支援推進員やキャラバンメイト等と連携し、小中学校や企業に対し、認知症サポーター養成講座の開催を積極的に働きかける。また、集いの場での認知症出前講座を実施するなど、幅広い年代の地域住民に対して認知症に関する普及啓発活動や地域の見守り体制の構築に向けた取組を行う。 	<p>年1回 以上</p>

令和5年度地域包括支援センター業務・指定介護予防支援事業収支予算総括表

施設名	三条市地域包括支援センター東	事業者名	社会福祉法人 県央福祉会
		代表者名	理事長 碁石 學
		センター長氏名	西丸 恵理子

1 収入

単位:円

収入	予算額	内 訳
地域包括支援センター運営業務委託料	29,201,600	
介護予防ケアマネジメント支給費	12,287,880	
介護報酬(介護予防支援費)	9,595,680	
利息配当金・雑収入	0	
その他	0	
収入合計	51,085,160	

2 支出

支出	予算額	
人件費	30,555,394	
(内訳) 給料	16,663,420	
職員手当等	9,475,935	
共済費	241,500	
賃金	0	
法定福利費	4,174,539	
物件費	20,529,766	
(内訳) 報酬	0	
報償費	0	
旅費	12,000	
(内訳) 普通旅費	11,800	研修参加旅費
費用弁償	200	
需用費	1,241,000	
(内訳) 消耗品費	369,000	事務用品等
医薬材料費	0	
燃料費	450,000	ガソリン代
印刷製本費	0	
光熱水費	248,000	電気料金等
修繕料	174,000	車両等修繕
福利厚生費	112,000	健康診断等
役務費	1,261,000	
(内訳) 通信運搬費	974,000	電話、携帯料金等
広告料	3,000	広報費等
手数料	11,000	振込手数料等
保険料	273,000	自動車任意保険料等
	0	
委託料	15,484,766	
(内訳) 居宅介護支援事業所への委託	15,156,000	
その他の委託	328,766	清掃業務委託等
使用料及び賃借料	1,166,000	パソコン、システムリース等
備品購入費	0	
負担金	992,000	研修参加費、諸会費等
租税公課	90,000	消費税
その他	171,000	建物付属設備修繕負担分
支出合計	51,085,160	

令和5年度 三条市地域包括支援センター栄事業計画

1 重点活動

- (1) 積極的に地域に出向き介護予防が必要な高齢者の実態把握に努め、必要な支援につなげる。
- (2) 地域ケア会議や個別ケア会議を活用し、複合的な課題を抱える個別支援や地域で支える体制づくりを構築する。
- (3) 幅広い年代の地域住民が集える居場所づくりを行い、地域での支え合い体制を広める。

2 個別の事業

項目	取組内容	実施時期
(1) 介護予防の推進		
ア 介護予防の必要な高齢者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域内の高齢者が集まる集いの場等でフレイルチェックを実施しフレイル状態にある高齢者を早期に把握し、介護予防や健康相談等の生活習慣病予防の取組につなげる。 ・ 民生委員・児童委員や地域住民からの情報により、閉じこもり等の何らかの支援を要す高齢者の情報を収集・把握し住民主体の介護予防活動へつなげる。 ・ 事業対象者及び要支援1、2認定者のうち、介護サービス等未利用者の実態把握を年1回以上行い、適切なサービス等につなげる。 	随時
イ 地域住民への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集いの場等で介護予防講座を実施し、フレイルや認知症予防など介護予防につながる取組等を啓発する。 ・ 今まで啓発活動を行ったことがない又は頻度が低い集いの場を生活支援コーディネーターが集約し、積極的に啓発活動を実施しつながりを持つ。 	随時
(2) 介護予防ケアマネジメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防及び日常生活支援を目的として、利用者の選択に基づき適切なサービスが包括的かつ継続的に提供されるよう必要な援助を行う。 ・ 自立支援型地域ケア個別会議の活用や研修により自立に向けたケアマネジメントを定期的に振り返る。 ・ 介護支援専門員が作成した介護予防サービス・支援計画書が自立支援に資する内容になっているか、インフォーマル資源の活用も含めた検討がなされているかを確認し、必要に応じて計画作成の助言等を行う。 	通年
(3) 総合相談支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を送れるよう実態把握を継続し、地域における関係者とのネットワークの構築を図る。 ・ 高齢者のみならず、介護を行う家族等からも相談を受けて適切な関係機関につなげる。 ・ 地域包括支援センターが解決に資する支援を行うことが困難な生活課題を把握した場合は、必要に応じて他の相談支援機関と連携して対応する。 ・ 独居高齢者の家庭訪問や、民生委員・児童委員や自治会長等の地域のネットワークを通じ、支援が必要な高 	通年

項目	取組内容	実施時期
	<p>齢者の把握に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 包括支援センターのチラシやパンフレットを地域住民が集まる箇所に設置したり、その都度配布し相談窓口であることを周知する。 	
(4) 権利擁護業務	<p>(成年後見制度の活用促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民や関係者からの相談に速やかに対応し専門的、継続的な視点から高齢者の権利擁護のため必要な支援を行う。また、支援者が必要なタイミングで適切な支援につなげられるよう中核機関である市と連携を図り必要に応じて個別ケア会議等に弁護士等の専門職の参加を依頼しチーム支援を行う。 市が作成した「わたしの安心ノート」を啓発活動等で活用し老後の備えの意識づけを行い、権利擁護の意識向上を図る。 <p>(高齢者虐待の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民や関係者からの高齢者虐待に関する相談を受理したときは、高齢者虐待対応フローチャートに基づいて速やかに対応する。 介護支援専門員やサービス事業所と連携を図り、疑いの段階で早期に通報することを周知し虐待の防止を図る。 <p>(消費者被害の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民なんでも相談室と連携を図り、被害防止の啓発活動や相談窓口の紹介を行う。 	随時
(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施	<p>ア 地域における包括的・継続的なケア体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 包括的な支援が提供されるため、地域における連絡体制の構築や調整を行う。 介護支援専門員が介護保険以外の地域における様々な資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。 	通年
	<p>イ 個々の介護支援専門員に対する支援</p> <p>(施設ケアマネ情報交換会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 昨年同様、圏域内の施設ケアマネを中心とした情報交換会やネットワーク作りを行い、顔の見える関係づくりを行う。 <p>(居宅介護支援事業所情報交換会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員相互のネットワーク構築や情報交換会を開催し介護支援専門員が抱える支援困難事例を早期に把握し必要であれば同行訪問や個別ケア会議につなげる。 	年3回 年1回
(6) 地域ケア会議の実施		
ア 個別ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> 包括主催の自立支援型個別ケア会議を開催し、圏域の主任介護支援専門員や生活支援コーディネーター等の専門職を助言者として招き、自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。 	年3回

項 目	取組内容	実施時期
	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員から相談を受け、多職種による専門的な視点による検討が必要と判断した際は、速やかに個別ケア会議を開催し課題解決を支援する。 	随時
イ 圏域地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員が出席している定例会にて地域の実情と課題を集約・情報共有しネットワークを構築する。 	年2回
	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等との連携を促し、ネットワークを構築する。 	随時
	<ul style="list-style-type: none"> 個別支援等を通じて把握した地域課題を整理し、課題解決に向けた資源の調整や、地域で必要な新たな資源の開発につなげる。 	随時
(7) 在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療・介護連携推進コーディネーターと連携し圏域内の医療と介護、障がい福祉等の多職種協働の推進を図るとともに、在宅医療・介護に関する住民向けの啓発活動を開催する。 	随時
(8) 生活支援体制の構築支援	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーターが中心となり、様々な生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、高齢者や障がい者等の社会参加の推進を図るため地域資源やニーズの把握を行い、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、民間企業等の地域の多様な生活支援サービス主体と共有する。 地域の集いの場に出向き、実態把握を行うとともに、集いの場の実態把握、継続支援及び立上げ支援を行う。 把握したニーズに応じ、地域ケア会議等を開催し関係者のネットワークを構築し、地域資源の構築やサービスのマッチングを行う。また、「三条市高齢者等見守り事業の手引き」に基づき、見守り対象者の把握、訪問員とのマッチングを行う。 	通年
(9) 認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の方や認知症の疑いのある方が早期に的確なアセスメントに基づいた支援につながるよう、適宜、認知症初期集中支援チーム員として、訪問活動等を行う。 (認知症見守り声かけ体験) 地域の人が集まる場所で認知症地域支援推進員と連携を図り、認知症についての正しく理解し、認知症の人を地域全体で支え合う意識を高める。 (認知症サポーター養成講座) 認知症地域支援推進員やキャラバンメイト等と連携し、小中学校や企業での認知症サポーター養成講座の開催や幅広い年代の地域住民に対しての普及啓発活動や地域の見守り体制に向けた取組を行う。 (あやめ会との連携) 認知症地域支援推進員と連携し、認知症当事者やその家族、閉じこもりがちの高齢者、男性が集う居場所作りとして月1回、かんきょう庵で開催しているあやめ 	<p>年数回</p> <p>年数回</p> <p>月1回</p>

項 目	取組内容	実施時期
	会に参加し、実態把握を行う。また、支援が必要な当事者やその家族に情報発信していく。	

令和5年度地域包括支援センター業務・指定介護予防支援事業収支予算総括表

施設名	三条市地域包括支援センター栄	事業者名	社会福祉法人さかえ福祉会
		代表者名	理事長 渡邊 和明
		センター長氏名	小柳 朋子

1 収入

単位:円

収入	予算額	内 訳
地域包括支援センター運営業務委託料	21,067,200	
介護予防ケアマネジメント支給費	4,359,220	
介護報酬(介護予防支援費)	5,256,840	
利息配当金・雑収入		
その他	66,000	
収入合計	30,749,260	

2 支出

支出	予算額	内 訳
人件費	22,720,000	
(内訳) 給料	14,400,000	
職員手当等	4,910,000	
共済費	600,000	
賃金	10,000	
法定福利費	2,800,000	
物件費	8,029,260	
(内訳) 報酬		
報償費		
旅費	0	
(内訳) 普通旅費		
費用弁償		
需用費	1,886,000	
(内訳) 消耗品費	106,000	コピー用紙他
医薬材料費		
燃料費	260,000	ガソリン代
印刷製本費	150,000	名刺・封筒印刷他
光熱水費	1,010,000	電気・ガス・水道
修繕料	360,000	車検他
福利厚生費	110,000	健診・予防接種他
役務費	569,000	
(内訳) 通信運搬費	370,000	電話・郵送料
広告料	10,000	広報誌
手数料	27,000	振込手数料
保険料	162,000	自動車任意保険他
委託料	4,719,260	
(内訳) 居宅介護支援事業所への委託	3,977,150	
その他の委託	742,110	清掃・ゴミ収集他
使用料及び賃借料	600,000	ワイズマンシステム他
備品購入費		
負担金	135,000	各種負担金
租税公課	10,000	
支出合計	30,749,260	

令和5年度 三条市地域包括支援センター下田事業計画

1 重点活動

- (1) 圏域内の地域に出向き包括支援センター事業等についての周知を図り、高齢者等の実態把握に努め、介護予防の取組や生活支援体制の構築を支援する。
- (2) 介護・認知症・障がい福祉に関する普及啓発活動を行い地域住民の理解を促進するとともに、対象を問わない地域づくりの取組を推進する。
- (3) 個別ケア会議、地域ケア会議等を活用し、圏域内の医療・介護・障がい福祉等他職種が協働するためのネットワーク構築を図る。

2 個別の事業

項目	取組内容	実施時期
(1) 介護予防の推進		
ア 介護予防の必要な高齢者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域内の集いの場等でフレイルチェックを実施し、介護予防・日常生活総合事業の各事業を組み合わせ、フレイル対策につなげる。 ・ 民生委員・児童委員等からの情報収集や高齢世帯の個別訪問等により何らかの支援を要する高齢者を把握し、住民主体の介護予防活動へつなげる。 ・ 事業対象者及び要支援1、2認定者のうち介護サービス等未利用者の実態把握を行い、適切なサービス等の利用につなげる。 	随時
イ 地域住民への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域内の集いの場で介護予防講座を実施し、フレイルや認知症予防など介護予防につながる取り組み等を啓発する。 ・ 啓発を行ったことがない又は頻度の低い集いの場へ優先的に働きかけを行う。 	随時
(2) 介護予防ケアマネジメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防、日常生活支援を目的として、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。 ・ 居宅介護支援事業所に委託する場合は、介護予防サービス・支援計画書が自立支援に資する内容となっているか、地域資源の内容も含めた検討がなされているかを確認し、必要に応じて計画作成の助言を行う。 	随時
(3) 総合相談支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターが高齢者・障がい福祉分野を含めたさまざまな相談窓口であることを、圏域内の住民に周知する。 ・ 相談に対しては職種の専門性を活かし連携しながら対応する。また高齢者本人のみならず介護を行う家族等への支援や、複合化・複雑化した課題を抱える高齢者やその世帯への適切な支援や対応を行い、必要に応じて他の相談支援機関と連携をして対応する。 	随時
(4) 権利擁護業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者が地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的視点から高齢者の権利擁護のための必要な支援 	随時

項目	取組内容	実施時期
	<p>を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員等の支援者が必要なタイミングで適切な支援につなげられるよう、市（中核機関）と連携をして高齢者の支援にあたる。併せて、支援者間のネットワーク構築を図るため、中核機関を通じて個別ケア会議等に弁護士等の専門職の参加を依頼し、チーム支援を行えるよう支援する。 圏域の集いの場などを活用して、高齢者に対する権利擁護意識の向上を図るための啓発活動を行う。 	
(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施	<p>ア 地域における包括的・継続的なケア体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な生活課題を抱えた高齢者を支援するため、多様な構成員による支援チームが地域の様々な資源を活用し、地域における連携体制の構築や調整を行う。 	随時
	<p>イ 個々の介護支援専門員に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立支援に資するケアマネジメントの支援となるよう、サービス担当者会議等での助言、介護予防サービス・支援計画書に対する助言等を行う。 圏域内の介護支援専門員の実情や抱えている課題を把握し、情報交換の場の設定や、困難事例への支援を行っていることを周知し、必要に応じて、同行訪問や個別地域ケア会議につなげる。 	随時
(6) 地域ケア会議の実施		
ア 個別ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> 個別ケースの支援について、多職種が専門性をいかした視点で課題の整理を行い、解決策を導き出すとともに、多職種の顔の見える関係の構築及び専門性や業務内容の相互理解を深め、連携を図る。 	随時
	<ul style="list-style-type: none"> 個別の検討の積み重ねにより、地域に不足する社会資源等、地域の課題を把握する。 	随時
イ 圏域地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題を整理し、地域の関係機関のネットワークを構築しながら、課題解決に向けた資源の調整や、地域で必要な新たな資源開発につなげる。 	随時
	<ul style="list-style-type: none"> 下田地区民生委員児童委員協議会と圏域内の支援関係者が、介護・障がい分野が支援を行った事例等の検討を行い、関係者間の理解を深めネットワークを構築する。 	年2回
(7) 在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療・介護連携推進コーディネーターと連携し、圏域内の医療と介護、障がい福祉等の多職種協働の推進を図るとともに、在宅医療・介護に関する住民向け啓発講座を開催する。 	随時
(8) 生活支援体制の構築支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域に出向き生活支援に関する地域資源を把握し介護支援専門員や相談支援専門員等に情報提供する。また支援が必要な対象者のニーズを地域の多様な生活支援サービス提供主体等と共有する。 	随時

項 目	取組内容	実施時期
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会等地域団体に対し地域の支え合いの必要性を啓発するとともに地域課題を把握し、地域の支え合い体制づくりの支援を行う。 ・ 地域の集いの場へ出向き、集いの場の実態把握、継続支援を行う。また必要に応じ立ち上げ支援を行う。 ・ 把握したニーズや地域課題に応じ、地域ケア会議等により目指す地域の姿、方針等との共有による関係者のネットワーク構築や、高齢者、障がい者や生活困窮者等の個別ケースの相談を受ける関係づくりに努める。 ・ 生活支援の担い手を発掘し支援活動につなげる。また地域の実情に合わせた地域づくりについて圏域内の多様な支援機関、団体、住民等が共に考え、具体的な取組につなげる。 ・ 個別ケースの生活支援ニーズに応じ、地域資源やサービスのマッチングを行う。また「三条市高齢者等見守り事業の手引き」に基づき、見守り対象者の把握、訪問員とのマッチング等行う。 	
(9) 認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の方や認知症の疑いのある方が早期に的確なアセスメントに基づいた支援につながるよう、適宜、認知症初期集中支援チームにつなげるとともに、認知症初期集中支援チーム員として、訪問活動等を行う。 ・ 認知症地域支援推進員とともに、認知症の人の社会参加につながる居場所づくりを行う。 ・ 認知症地域支援推進員等と連携し、幅広い世代の地域住民に対して認知症に関する普及啓発活動や地域の見守り体制の構築に向けた取組を行う。 	随時

令和5年度地域包括支援センター業務・指定介護予防支援事業収支予算総括表

施設名	三条市地域包括支援センター下田	事業者名	社会福祉法人三条市社会福祉協議会
		代表者名	会長 上石 貞夫
		センター長氏名	管理者 佐藤 真奈美

1 収入

単位:円

収入	予算額	内 訳
地域包括支援センター運営業務委託料	20,659,000	
介護予防ケアマネジメント支給費	2,449,000	
介護報酬(介護予防支援費)	5,662,000	
利息配当金・雑収入		
その他	1,899,000	
収入合計	30,669,000	

2 支出

支出	予算額	
人件費	25,537,000	5人
(内訳) 給料	14,093,000	
職員手当等	6,428,000	諸手当・賞与
共済費	1,641,000	退職手当積立金掛金
賃金	0	
法定福利費	3,375,000	社会保険料・労働保険料
物件費	5,132,000	
(内訳) 報酬	0	
報償費	0	
旅費	0	
(内訳) 普通旅費	0	
費用弁償	0	
需用費	261,000	
(内訳) 消耗品費	140,000	トナー・コピー用紙・文具 等
医薬材料費	0	
燃料費	121,000	ガソリン代
印刷製本費	0	
光熱水費	0	
修繕料	0	
福利厚生費	65,000	健康診断・予防注射
役務費	635,000	
(内訳) 通信運搬費	314,000	電話料・通信料・郵送料
広告料	0	
手数料	0	
保険料	132,000	傷害賠償責任保険料・自賠責保険料・自動車任意保険料
	189,000	自動車検査整備費
委託料	3,100,000	
(内訳) 居宅介護支援事業所への委託	3,100,000	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託料
その他の委託	0	
使用料及び賃借料	1,042,000	介護保険システム・自動車・電話機・複合機・ひめさゆりネット
備品購入費	0	
負担金	0	
租税公課	29,000	自動車税・自動車重量税・消費税
支出合計	30,669,000	